

## 昭和三陸津波記念碑 一建立の経緯と防災上の意義一

首藤伸夫\*

### 1. 始めに

津波は稀にしか来襲しないため、人々の記憶や意識は次第に風化し、又次の津波で過去と同じ被害を発生しかねない。こうした風化に抵抗し、少なくとも人命を救う為には、なにがなされれば良いのであろうか。

津波対策として、防災構造物のようなハード対策、高地移転・耐浪建築のような津波に強いまちづくり、津波来襲時の避難などのソフト対策の3種を、地先々々の実状に合うように組み合わせることが推奨されるようになったのは、平成10年からである[1]。それ以前からも、来襲時の高所への避難が人命を救う最後の、しかも極めて有効な手段であることは認識されてはいた。しかし、この事を常日頃から学び身に着けるために、何が有効かは議論の多いところである。

各地に津波記念碑があるが、古いものは犠牲者の供養、被災記録の伝承が主なものであり、津波来襲時の行動を明確に指示するものは、意外に少ない。

かつて羽鳥は、各地の津波碑や口碑を丹念に収集し、往時の沿岸での津波の大きさを推定した。彼によると、高知・徳島での津波碑は、慶長9年(1605年)のもの3基、宝永4年(1707年)のもの3基、安政のもの11基であった[2]。さらに、三重県沿岸での宝永・安政の津波碑は、それ以上に多いとしている[3]。これらの中で津波時の心得を書いたものの多くが、過去の津波の長い記録文の最後に数行記すと云う形態を取っている。

ただ一つ、尾鷲近傍の海山町引本の吉祥院山門前の石碑には、「安政元年寅六月十四日

大地震、霜月四日朝四ツ時大地震、直様津浪在中江入、尚巳前宝永四年亥霜月四日にかく変あり。後来右の変ある節は早速二寺江にけへき事、依之心得のため此石ふミを建置者也」と比較的短く、津波時の行動指針を述べている。

三陸地方も津波記念碑の多いところである。北原[4]のまとめによると、三陸地方でも明治大津波の記念碑は供養の意味が強く出ているが、昭和津波の記念碑では、「地震の後には津波が来る」などと非常に短い記述で、印象に止まり易い形の標語を刻んだものが多い。

なぜ、こうなったのか、その経緯を調べ、さらに津波防災ソフト対策としての効果と問題を考える。

### 2. 明治三陸大津波後の津波記念碑に関連する記事

#### 2.1 記念碑の構想

明治三陸大津波の後、後世に津波の知識を伝える為に記念碑を使おうとのアイデアがなかったわけではない。

明治29年七月十二日(日)巖手公報第壹千八百八拾四号三面に「三陸海嘯に於ける内相の談話」が掲載された。この談話内に記念碑の性格に触れた部分がある。

「一夕東京新聞社員が三陸地方の海嘯被害地より帰られた板垣内相の官邸に訪問せしに内相は同社員に向ひて余が這回の行たる全く被害の実地を検分して善後の処分に資する所なるが為めなりしも亦其の前兆等の事実若くは之を予防し得らるべきや否の問題も多少研究の必要を認るものあるなり而し其の精細の調査に就きては已に三県知事に訓令せし次第

\*岩手県立大学総合政策学部

なるも余は茲に二三聞知せし談柄なれど之を世上に公けにして世人研究の材料とするも亦可ならずやと即ち左の如く談話せられたりと

#### 海嘯の前兆

海嘯の起る数日前より鱧若くは海蛇の類即ち平常は深く海底に棲息せる魚族の沿岸近く漂着し来りて捕獲せらるゝもの多かりしと蓋し海底に陥落地震即ち地スベリ等の異状を呈したるが為めにあらざる歟又被害地は一般に数日前より井水に異状を呈し掘井戸は俄に三分一以上減水しモミ抜ききの井泉は米汁様の白色に変じ居たり且つ海嘯の起らんとせし時潮水の一たび非常に退きしは一般に目撃せし光景なりと

洋面の平穏 (内容省略)

海嘯の衝激力 (内容省略)

潮流衝突の一原因 (内容省略)

田老村老翁の目撃 (内容省略)

海吹の予防林 (内容省略)

海吹の記念碑

今後被害地各所に建立すべき記念碑には単に当時の惨状を叙するに止らず尚ほ前に述べし如く其の前兆の予知のべたもの等は一々之を列挙して後世子孫の為に予防の道を尽さざるべからず

として、津波記念碑の構想に触れている。

#### 2.2 巖手県での義金の使用

しかし、こうした構想が経費の裏付けを得た事実は見当たらない。当時の義捐金配分などには、以下に示すように記念碑建立は全く表れていないのである。

##### (i) 救済方法調査会

明治29年7月15日、岩手市内丸県会議事堂において、海嘯遭難者救済方法調査会が発足した。その目的とする所は、明治29年7月16日付け巖手公報によると次の通りである。

- 第一 食料三十日間給与を受けたる後食費支弁の方法
- 第二 一戸金拾五円の救助額を以て被服家具調度の方法
- 第三 一戸金貳拾円の救助額を以て生業に着手の方法

#### 第四 救助金配当方法

#### 第五 漁村回復に関する事項調査の件

#### 第六 本会に関する一切の費用は有志者の醸金又は寄付金を以て之れに充つ

##### (ii) 義捐金の使途

7月18日に行われた海嘯遭難者救済方法調査会は、義捐金品出納の規程を定め、県知事より被害地各郡長へ訓令された(明治29年7月19日付け巖手公報)。

##### その第7条に

「第七条 義捐金の内より物品を購入し配布するを得べき概目左の如し

一食料品 一被服類 一家具類 一職業用器具類 一小屋掛に要する雑品 一薪炭油類」となっている。

ここには記念碑という項目はなく、その後も、津波記念碑にこの義捐金が使われた形跡はない。

### 3. 昭和三陸大津波後の津波記念碑建立の経緯

#### 3.1 ソフト対策の初出記事

昭和8年3月3日午前3時頃、青森・岩手・宮城三県の太平洋岸は大津波に襲われた。死者3千人を越えるという昭和三陸大津波である。これへの対処が各方面で急がれたが、緊急対策のみならず、恒久的な対策が提案される。その中に、今日で云うソフトな対策ははっきりと明示されたのが、明治大津波の場合と大きく異なると行って良いであろう。

まず、昭和8年3月9日付け岩手日報に

「三陸地震海嘯災害

救済会創立協議会

きのふ六県代議士参集して

代表推戴を決定す」

の見出しの下、民政三陸海嘯対策委員会の行動として

「(東電) 民政党の三陸津波対策委員会は八日午後一時から院内に開会協議の結果左の如く救済対策を決定党幹部に進言して政府をして実行せしむる事に申し合せて三時過ぎ散会した」とある。

その進言は応急対策と恒久対策とからなっているが、恒久対策の中味が次のように書かれている。

「▽恒久対策 イ、防波堤の修築 ロ、住宅地域の制限 ハ、住宅の地盛り ニ、漁村区画整理 ホ、防風波林の設置 ヘ、三月三日を津波記念日として三陸海岸の各小学校に於て津波に関する講演会を開き災害の記憶を新にし合せて津波避難訓練を行はしむる事ト、太平洋潮流及び金華山沖に於ける津波の調査研究」

ここには、津波記念日、避難訓練のアイデアが述べられているが、まだ津波記念碑のことは上がっていない。

### 3.2 津波標石の表れた最初の記事

災害直後から、救援の手が差し伸べられた。東京・大阪朝日新聞社は義金募集を呼びかけると共に、4班に分かれて、救援金配布と現地訪問を始めた。その訪問記が朝日新聞に掲載されるが、その第3回三陸震害地慰問の記事に次のようなものが3月19日付けで表れる。

「四班の慰問使一行に 到る所感謝の涙  
積雪を踏み義金分配

第一班 釜石にて

[土岐慰問使発]

本紙愛読者義金分配の使命にある我等慰問班の来るを鶴首して待つといふ気の毒な三陸罹災地の人々の身の上を思へば暗夜積雪の北上支脈笛吹峠を突破するなど忍ばねばならぬ十八日午後八時半災害の地釜石に入ったまず町役場を訪れ隣人愛の結晶になるもの故適切な方法で使って戴きたいと述べて読者寄託の第三回義金七千七百円を交付した釜石町では直に十九日臨時町会を開いて本社慰問金使途につき協議するはずで小野寺町長の眼には感激の涙が光り「完全な避難道路を開設し義金の一部を割いて津波の時の避難標石を建てて日常これを見ては限りなき御社読者の同胞愛をしのび万一の変事に備へます」と語りつつ無意識に慰問使と町長は固い握手を交はしていた。」

これが、津波標石という言葉が表れた最初

であるようである。そもそのアイデアは地元から出たとも云える。

### 3.3 津波記念碑に対する学者の関心

地元と共に学者間でも記念碑の効用に付いての関心が高かったことは見逃せない。

#### (i) 武者金吉

昭和8年3月31日岩手日報記事では、三陸沿岸を調査に訪れた武者金吉の談話が掲載されている。

「津浪の発光と

魚の異常生態

東大武者学士の研究

東京帝大地震学教室理学士武者金吉氏は地震及び津浪と海中生物との特異関係の研究者として学界に知られて居るが今回三陸沿岸に就いて調査する為め来県二十四日から調査を進め二十八日来釜同夜は佐々木旅館に一泊二十九日越喜来方面に向った往訪の記者に次の如く語った

.....

それから今日役場に町長さんを訪問したら津浪を予防するにはどんな方法がい、かと聞かれましたので小学校の生徒に津波の知識をあたへることですと話して来ました貴い人命の被害を減少するには小学生の頭へ強く入れることです、津波の知識を与へるたつて一年か二年は続くでせうが永続は覚束ないでせうそれ故釜石なら釜石で郷土読本を作ってその中に津浪の一項目を入れ津浪の理屈などはどうでもい、から先づ直ぐ高い所に避難することを訓練づける

この意見には町長さんも同意しましたそれから土佐あたりに行くとい何年の津浪は水が此処迄来てこれだけの被害があった等等津浪の記念碑に明細に記録してあるんですが今度通って来た海岸には記念碑は二、三ありましたが当時の記録をきざんで居るものがないので残念に思つて釜石迄きたのですが今日町内の石応寺で以前の津浪の模様がこと細かに記され山門の両側にかけられて居るのを発見して非常に愉快でした」

(ii) 白鳥勝義

同じく、昭和8年4月5日岩手日報記事では、「今後各教授は

東北の地震を研究

今はうっかりした事は言へぬ

白鳥台北帝大教授談

台北帝大教授白鳥勝義氏は四日来盛石黒知事を訪問したが語る

.....

今村博士は本県に来る事になって居ります同氏は震災の調査のみならず前の津浪の記念碑等についても調べるといふ事でした云々」となって居り、近々来訪が予定されて居る今村明恒が津波記念碑に関心を抱いていることを予告している。

(iii) 今村明恒

そして、昭和8年4月9日岩手日報記事では、今村明恒の意見を以下のように記している。

「津波の碑文などに

懇切な注意を語る

三陸地震調査に来県した

地震学の権威 今村博士

今回の震浪実地調査のため来釜した東京帝大今村博士は六日夜釜石鉾山鈴子旅館に一泊七日早朝宮古方面に調査を続ける為出発した今村博士は語る

.....

土佐の安政年間の津浪の記念碑に「一時(二時間)辛抱せよ」と云ふ警告文がきざまれてある、三陸沿岸に於ても大きい長い地震があったら直ぐ安全な高所に避難十五分～一時間までは絶対其安全地帯を離れるなそれから浪に追はれた時は浪を後にしてにげると今日迄云ひふらされて居るが、これは本津浪の時はい、が一度反射して横から来る廻り津浪の時に浪を後にしてにげると海岸線を走らねばならぬから大いに危険です、で碑文をきざむに当っては夫々其の土地その土地に適する様に考へねばなりません、.....」

高知・徳島の津波記念碑については、日本地震史料を基にしながら、更に新史料を付け加えた羽鳥〔2〕に詳しい。この中には、今

村明恒のこの言葉のような、「一時(二時間)辛抱せよ」との警告を刻んだ記念碑は掲載されていない。その後の新収日本地震史料にも、今のところ見当たらない。

ただ、場所によって津波の来方が異なることについては、須崎大善山共同墓地の宝永津浪溺死之塚と宇佐萩谷の安政津波碑との差がしばしば取り上げられる。前者では「揺り出すや否や浪の入るに非ず少しの間はあるものなれば、ゆり様を見計ひ食物衣類等の用意して扱石の落ちざる高所を撰びて遁るべし」とあるのが、後者では「昔宝永の変にも油断の者夥敷流死の由。今度もその遺談を信じ、取あへず山手へ逃登ある者皆恙なく、衣食等調度し、又は狼狽にて船にのりなどせるは流死の数を免れず、可哀哉」となっている。

### 3.4 震災予防評議会の提案

文部省震災予防評議会は「津浪災害予防に関する注意書」をまとめ、昭和8年6月10日付けで公表した。その第三章 浪災予防法にあげられた項目を主なコメントと共に以下に示す。

高地への移転〔最も推奨すべき対策〕

防浪堤〔費用莫大で実行困難〕

防潮林〔津波勢力減殺効果あり〕

護岸〔津波の余り高くない所に設置〕

防浪地区〔鉄筋コンクリート造の耐浪建築を第一線に設置〕

緩衝地区〔低地を犠牲にして隣接地区の浪害を軽減する〕

避難道路

津浪警戒〔津波に伴う副現象を四つあげ、

それらに注意して津浪襲来を予想する事〕

津波避難〔安全な高地に避難し、そこで1時間程度の辛抱をすること〕

そして、最後に記念事業をあげている。これについては全文を引用する。

「記念事業 浪災予防上の一大強敵は時の経過に伴ふ戒心の弛緩なりとす、明治29年大津浪の直後、安全なる高地に移転したる村落は其の数十指を屈するに及びしも時の経過に伴ひ再び復旧して今回の災厄を被むるに至り、

唯僅に吉浜村本郷及び崎山村女遊戸の如き一二の部落のみ能く此の浪災予防上の第一義を遵存せり、惟ふに今回の災厄に対する記念事業多々あらん、就中浪災予防に関する常識養成の如きは之を罹災地の一般国民に課して極めて有意義なるものたるべく、特に之を災害記念日に施行するに於て印象最も深かるべし。

記念碑を建設するも亦前記の趣旨に適するものたり、是れ不幸なる罹災者に対する供養塔たるのみならず、将来の津浪に対し安全なる高地への案内者となり、兼ねて浪災予防上の注意を喚起すべき資料ともなり得べきを以てなり。」

### 3.5 震災標語の決定

実はその当時、関東大震災10周年を記念する事業が進行しつつあった。この事業でも、三陸津波対策と軌を一にするかのように、後世まで残る警告文の選定と記念碑建立の事業が進んでいた。

#### (i) 標語の募集

まず、標語の募集は昭和8年3月30日付け朝日新聞で始まっている。

「災害に留意せよ

無音の警告者 標語募集

地震の襲来は不可避であるが、その被害は不断の用意と臨機の処置によって著るしく軽減することができることは最近の三陸大震災の例によっても痛感されました。震災共同基金会は関東大震災10周年事業として帝都の中心数寄屋橋畔に記念碑を建立し、常に地震に対する用意を忘れぬやう、それに簡潔な標語を刻み日夕の通行者に向って『不断の警告者』たらしむるため、まず碑面に刻すべき標語を懸賞募集します、この企ては、現在市民と我等の子孫の日毎の警鐘となり、同時に十年前の犠牲者に対して無上の供養であると信じます。」

と、震災共同基金会主催、東京朝日新聞社で募集を始めている。

#### (ii) 標語の決定

その結果が出たのは約2ヶ月後であった。昭和8年6月7日朝日新聞記事では

「震災予防標語決定『不意の地震に不断の用意』

応募八万余の中から選定記念碑に刻み警告震災共同基金会在本社後援で先に懸賞募集した震災予防標語は締切までに八万以上に達し、その第一回審査会を五月十三日本社に開いたところ折悪く大阪旅行中の審査員会長有馬伯病氣入院のため全快まで決定を保留していたが、六日午後二時から本社に第二回審査会を開き有馬伯、今村博士、杉村、土岐、成沢の各審査員出席慎重審査の結果左の通り当選標語を決定した、この標語は一字一句違はぬ同案実に二百〇三通の多数に上ったので抽選によって一名を選ぶこととなり、応募はがきに番号を付し別に同数の籤を作り審査員立会の下に目隠しした少女に抽選させ左記のやうに当選者を決定した、抽選漏れの同案者には特に記念品を贈呈するはずである

尚同案標語でも締切後の消印あるものは抽選より除外した、この標語は既報の通り東京市数寄屋橋畔の三角地帯に建立する記念碑に刻み日夕通行の市民に不断の警告を与えるものである、

碑の製作を義侠的に引受けられた彫刻家北村西望氏は芸術的な記念碑を帝都の中心に作るべく異常な熱心さをもって意匠に苦心中である

当選標語 不意の地震に不断の用意

当選者（賞金壹百円）東京市京橋区銀座八ノ一 有賀方 遊井名田 英男

このような経過をへて作られた像は、現在も数寄屋橋交番横に、この警句と共に立っている。但し、この碑文は行書で変態仮名も使われているため、美的感覚には優れたものとなっているが、現在の若者には解説は容易ではあるまい。

### 3.6 朝日新聞社震災義金分配の内容

一方、三陸への義金は着々と集まって被害地に配分されていた。最後の決算報告では、記念碑建立費が明確に計上された。

東京、大阪朝日新聞社へ集まった義金総額は21万2千997円43銭であり、朝日新聞社の



三陸震災義金報告〔5〕によると、其の配分の内訳は次の通りである。

第一回慰問使持参分配金	4,000円
第二回慰問使持参分配金	29,553円
出征家族慰問金	2,010円
第三回慰問使持参分配金	125,000円
第二回分配不足分追加金	3,617円
震災記念碑建設分配金	48,817円43銭

この記念碑建設費は、岩手県26,230円26銭、宮城県13,115円13銭、青森県7,286円18銭、北海道2,185円86銭のように分配された。

### 3.7 津波記念碑標語と今村明恒

#### (i) 今村明恒の期待

今村明恒は昭和三年三陸大津波発生から間もない時期に発行された地震第5巻第4号(昭和8年4月15日発行)〔6〕に、「地震漫談(其の一) 役の小角と津浪除け」を掲載し、その終わりに次のように述べている。

〔(前略)〕

最後に津浪除けの記念碑に就き一言して、本篇を結びたい。

宝永四年十月四日の南海道沖大地震津浪は地震としても我国に於ける最大記録であるが、津浪としても其分布の広かりし点に於て、将た又、其全勢力の偉大なりし点に於いて、是れ亦、最大記録であらう。幸に、近畿、南海道方面に於ては、三陸沿岸に見る如き漏斗形の港湾が比較的少い為め、港湾の奥に於ける波の高さは最高の記録を示さなかつたけれども、土佐の種崎の如き、殆ど一直線をなせる海岸に於て七十尺の高さに達したことは此津浪の勢力の絶大なりしことを物語るものであらう。

土佐に於ては溺死者の多く漂着した高処に供養の記念碑を建て、兼ねて津浪除けの指標とした。此は今日尚ほ沿岸各地に保存されているが、安政度の地震津浪のときは、居民は地震を感じるや否や此指標以上の高地へ逃げ、其処へ一時余り辛抱して居た為め、幸に遭難者を出さなかつたのだといふ。大阪に於ても同じ機会に建てた津浪の記念碑が今尚ほ残つて居るが、此処ではそれが旨く利用されな

かつたと見え、安政度に於ても宝永同様の被害があつた。

此度の三陸津浪に於て東京、大阪朝日新聞社が取扱った義捐金二十万円に及んだ。其の大部分は罹災者に贈られたが、一部分は右に記した様な記念碑を立てる資に充てることとなり、碑面に刻む注意書の草案を予に求められた。ただし、其文案は標語的のものたるを要すとのことであつた。それに対して予は次の通り答へた。

- 一 住宅学校役場などは津浪の来る水準以上の高処に立てよ
- 二 長く大きく揺れる地震は津浪の警報と心得地震後十五分から一時間までは安全地を離れるな
- 三 津浪に追はれたら近くの高地へ避け、若し平地であつたら浪を後ろにして逃げよ

右の備考として、次の説明を加へた。即ち第一項に就いては、事務所、倉庫、納屋など海浜の危険区域に立てるなど止むを得ざる場合ありとするも、住宅は必ず高地に立てるべく、又津浪の来る最高の水準は明治二十九年と今回の場合とに鑑みて定めることとし、記念碑は其水準線上に立てることとする。此為めに場処を開拓し、直通的道路を設ける必要の生ずる場合もあらう。

第二項に就いては、三陸津浪の特徴として、津浪の最初の襲来は地震後二十分乃至五十分の間と見做し得られる。問題の地震に出会つたら、逸早く避難すべきであるが、然し乍ら余りに慌て、火の用心をわすれてはいけぬ。人と場合とによりては重要な物品を安全地へ移す余裕があるかも知れない。津浪はひき潮で始まるから、それを警戒すれば良い。但し、稀にはさし潮で始まる場合もある。

第三項に就いては、海岸村落の常として道路が多く海岸線に平行について居る為め、津浪の接近を見乍ら、徒に此道路を走つて遭難した人もある。斯る危険を除く為め、安全地への近路を予ねて用意して置く必要もあるが、突差の場合、道なき処を走る位の覚悟は有つて居なければならぬ。(後略)〕

## (ii) 今村明恒の批判

津波記念碑が建設された後、これを見た今村明恒は次のような批判を、昭和11年4月15日付け岩手県上野土木課長あての書簡（岩手県土木課：震浪災害土木誌に掲載）で述べている。

「（前略）

津浪記念碑が部落毎に建てられたのは朝日新聞の大きな貢献と思ひます。但しそれに刻んだ警戒標語に「大地震の後には津浪が来る」は結構ですが、「地震があったら津浪の用心」といふのは如何なものです。どんな地震にも用心しては遂に用心しなくなる虞はないでせうか。」と、いわゆる狼少年になる可能性に触れている。

## 3.8 宮城県における記念碑の建設

宮城県昭和震嘯誌第五編雑録第二章記念事業第二節〔7〕の記載によれば次の通りである。

## 「第二節 記念碑の建設

## I 建設計画

東京朝日・大阪朝日両新聞社にては、震嘯災直後一般より義金の募集をなしたる処、応募せる金額二拾余万円の巨額に達したり。

これを罹災各町村に分配したる残額13,115円を罹災部落に記念碑建設資金として充当する事とし、之が実施方を県に依頼したり。

仍て、県に於ては、記念碑建設に適当なりと思考せらるゝ別記罹災部落六十三箇所を指定し、記念碑一基の建設費平均208円17銭を一括して当該町村長へ交付したり。

各市町村長は、県より指示せられたる建設標準によりて、震嘯災害を記念するに最も適当なりと認むる場所を選定し、速かに建設し、其の状況の詳細並清算書を知事宛提出すること、とせり。

尚、知事より関係市町村長宛指示せる建設標準並に建設予定地次の如し。

## 建設標準

- 一、記念碑ハ別記罹災部落ニ建設スルモノトス  
但シ他ノ部落ニ建設スルヲ適当トスルト

キハ予メ知事ノ承認ヲ経ルコト

- ニ、記念碑ノ大サハ高サ五尺、幅二尺五寸以上タルコト（台石ヲ含マス）  
三、記念碑ニハ寄託者ヨリ左記ノ依頼アルニ付之ヲ表示スルコト  
四、記念碑ニハ可成被害状況及津浪ノ来襲セル地域等後世ノ参考トナルヘキ記録ヲ表示スルコト

## 記

御面倒を御願ひします。記念碑には朝日新聞読者寄託の意味を明かにしたいと存じます。例へば左の文案のやうなものはどうかと思ひまして御参考までに記しました。何卒よろしく御願ひ申し上げます。標語は其の土地々々に適当なものをお選び願ひます。

## (標語参考案)

地震があったら津浪の用心

としたのち、図-1に示すように記念碑の表面裏面の例をあげている。

次いで、宮城県において建設すべき地点63箇所を表として与えている。

現実の建設については

## 「II 建設の実際

記念碑の建設予定地は、以上の63部落なりしが、罹災町村は専ら日常生活上の復旧復興に忙殺され、自然、この種の建設は遅延する傾向あり。

されど、中には大原村の如く、震嘯災害一周年迄に、尽く完成せるものあり。

県に於ても、災害一周年後、寄託者の意志を尊重して、一日も早く建設予定全部落に亘り完成せしむべく督促、指導せる結果、昭和九年春に至りては、女川町・萩浜村等の各部落の建碑完成し、夏に入り、唐桑村部落の建碑除幕を見たが、昭和九年度中には、全部竣工の見込みなり。

之等記念碑には、寄贈者東京朝日新聞社が予て、関係災害地に広く募集せる標語「地震があったら津浪の用心」、「津浪が来たらこれより高い所へ」、「危険区域内に居住す

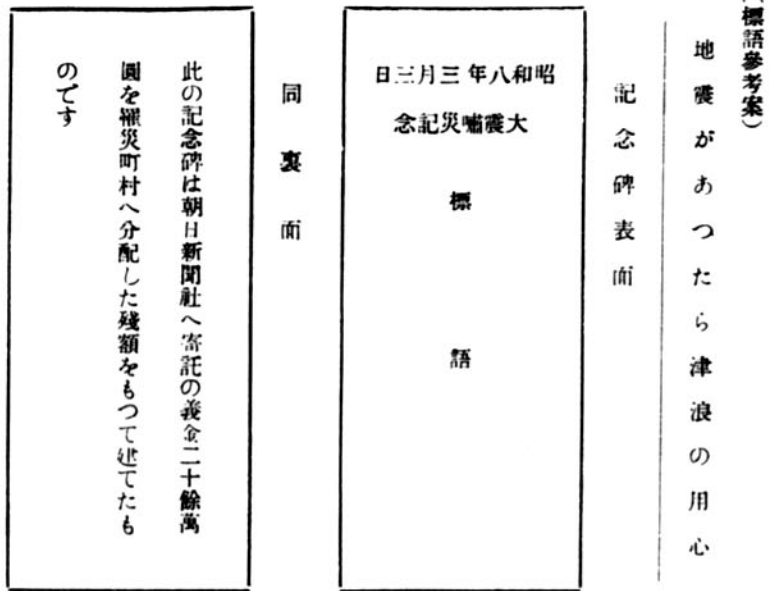


図-1

るな」等一を記銘し、以って部落民に不断の警告を発する事とせり。」と記述されている。

### 3.9 岩手県の対応

岩手県昭和震災誌〔8〕には、記念碑としては現われない。この第4編復旧事業第一章復旧計画第9節予防対策の第5項には石標として次の記載がある。

#### 「 五 津浪浸水線石標建設

災害防止施設的一端として東京朝日新聞社の指定義捐金2万6千2百30円を以て、罹災地各町村に震災記念碑を建設せしむることとした。此の碑は各部落毎に津浪浸水線上適當の箇所に震災年月日時・死亡者数・流失戸数等を表示した石標を建設し、津浪の浸水線を標識すると共に右線内は今次津浪の被害地帯であり且つ将来も亦容易に津浪の氾濫すべき地域であることを後世に知らしめ災害を警戒せしむるものである。」

とし、町村毎の配分額を表として与えている。東京朝日新聞社震災記念碑建設指定義捐金配当表が付してあるのみで、その詳細についての記述はない。

### 3.10 対応例—岩手県山田町の場合—

山田津波誌〔9〕によると

「災害防止施設的一端として東京朝日新聞社の指定義捐金2万6千2百30円を以て、罹災地各町村に震災記念碑を建設せしむることとした。この碑は各部落毎に津浪浸水線上適當の箇所に震災年月日時・死亡者数・流失戸数などを表示した石標を建設し、津浪の浸水線を標識すると共に右線内は今次津浪の被害地帯であり、且つ将来も亦容易に津浪の氾濫すべき地域であることを後世に知らしめ災害を警戒せしむるものである。」と、岩手県昭和震災誌と同文が述べられ、同町及び近郊村の義捐金配当表と建設経過が与えられている。

船越村1,023円、織笠村338円、山田町944円、大沢村593円が、震災記念碑建設指定義捐金として配分された。

それを使った記念碑建設の経過は、例としてあげられている織笠村の場合、次の通りであった。

昭和8年8月1日 記念碑建設費338円入金

昭和9年3月27日 記念碑代280円の内100円

支払

昭和9年5月27日 記念碑代 残金全額支払



昭和9年6月29日 建設箇所工事請負金43円の内30円支払  
 昭和9年10月15日 建設手伝人賄料 青年団支払5円  
 昭和9年10月31日 建設箇所工事請負残金全額支払  
 昭和10年3月3日 除幕式(残額は初穂料3円, 参列者菓子代7円)  
 と、記録されている。

### 3.11 昭和8年記念碑標語の分類

三陸沿岸での津波碑を収集した卯花の表[10]から、昭和8年に関するもの122例を選び出し、それがどのように経験則を伝えているかをみてみよう。

#### (i) 標語の数による分類

記念碑の寸法は、大方のものが3.8に述べた程度のものであり、これに何行刻むかで読みやすさが決まってくる。もっとも、広田村の場合等、石碑というより石柱とも云うべき柱の四面のそれぞれに標語一つづつを刻んだものもあったが、これらは例外に属する。

標語を1件のみ大書してあるものは43例であった。

「地震があったら津波の用心」及びこれと同趣旨のものが33例と多く、ついで「地震海鳴りほら津波」のように直前現象まで含めたものが8例であった。

次いで、標語2件を大書してあるものは27例であった。

「地震があったら津波の用心、津波と聞いたら早く高地へ」とするものが14例、「大地震の後には津波が来る、地震があったら津波の用心」が8例、「強い地震は津波の報せ、その後の警戒1時間」が5例であった。

標語3件を大書してあるものは20例であった。

「地震があったら津波の用心、津波が来たなら高い所へ、あぶない所へ家を建てるな」が15例であった。臨時の行動指針の他に、事前対策とも云うべき項目が付け加わっている。

標語4件のものは7例で、上記3件を基本に何かが付加されている。「欲捨て逃げろ」

が付加加わったものが4例あった。

標語5件が6例、標語6例が9例あり、それ以上のものはなかった。

標語ではなく和歌を刻んだものが9例あった。共に復興を励ますものであるが、津波についての知識は伝えられていない。一つは「大津浪くくりてめけぬ雄心もていさ追ひ進み参る上らし」で、これが7例、他は「たかしほの跡かへりみていそしまは名におふ村に家もさかえむ」であった。

#### (ii) 標語の内容による分類

上に見たように、「地震があったら津波の用心」というのは、殆ど全ての石碑に共通して刻まれていた。地震時の基本的な心構えとして妥当と思われるが、「大地震」とか「強い地震」と特定したのが37例、単に「地震」としたものが49例あった。今村明恒は先述の通り「狼少年」的な対応に変わることを心配していたのである。

津波来襲直前の現象として、音響をあげたものが10例、引潮をあげたものが5例あった。

音響についての記述が北の青森で5例、南の宮城で5例あり、場所によって表現が異なっている。青森では「海鳴り」としている。浅い海にきた津波が砕波段波となって伝わる時に発生する音響である。これに対し、気仙沼市周辺では「大地震どんと沖鳴りそら津波」となり、もう一つの場所牡鹿半島小網倉では「地震後海がドンとなったら津波と思え」である。前者は恐らく大島の岬の海崖、後者もその周辺の岬の海崖に、大津波が激突したときに発生する音響である。このように、音響を取り上げながらも、地域性による発生原因の違いが分かるところが面白い。

引潮については、例えば三陸町吉浜の津波碑は、「大地震の後には津波が来る、俄に潮が引いたら警鐘を打て、警鐘を聞いたなら避難せよ、三四年経てば津波が来る」としている。

避難時の心得として、「遠くへ逃げるより近くの高所へ」というのが10例であった。

緊急避難の場所として、単に「高い所」という表現が29例、「此処より高い所」と云う

表現が17例、「この場所」と場所を指定したものが6例であった。これらのうち12例は、どれかの言い方が重複していた。

避難後の心得として、「警戒1時間」が5例、「此処へ来て1時間我慢せ」が1例あった。

居住制限を刻んだ例は36例あった。その表現として、単に「危険地帯、危ない所、低い所」には居住するなとしたものが20例、また「安全地帯に」が1例あった。これらは一般論としてはもっともだが、どこが適当な場所なのかの情報を伝えていない。具体的に場所を指定する表現は、「県指定の住宅適地より低い所へ家をたてるな」としたものが13例、「これより下は駄目」が1例、「住宅は津浪浸水線より高い所へ」が1例であった。「これ（記念碑）より下は駄目」以外の表現では、いつのまにか場所が判らなくなってしまったのではなかろうか。宮古市姉吉の「高き住居は児孫の和楽 想へ惨禍の大津波 此処より下に家を建てるな」は、今でも実効を持って居り、浜辺の旧村落跡に住まいする人は現在も居ない。

津波の再来期間を3、40年としたものも2例あった。「大地震の後には津波が来る、俄に潮が引いたら警鐘を打て、警鐘を聞いたら避難せよ、三四十年経てば津波が来る」となっていた。38年前の明治三陸大津波のことを思い浮かべての事であろう。

明らかに震災標語の影響と思われる「不慮の津浪に不断の注意」のみが1例、「不意の地震に不断の覚悟」、「不時の津浪に不断の用心」を他の警句と組み合わせたものが、夫々1例ずつあった。

#### 4. チリ地震津波後

以上の記念碑を常日頃から見聞きして、「地震があったら津波」と思っていた三陸地方であるが、昭和35年5月24日地震の前兆無しに津波に襲われ、災害が発生した。従来から覚え込んできた言い伝えと異なったこの津波により、津波への心構えに変化が生じた。

五十嵐 [11] によると

「一般論の見地からみれば、地域住民には災害文化のうち行動文化は津波の際には地域住民の個人的身体を守るためにも、家族生活を維持するためにも、また、地域社会の体系を存続させるためにも十分に役立つものと認識されているのである。事実、地震-異常な引き潮-津波-避難行動あるいは避難の準備行動という図式は、多数の住民の命を救い、また地域社会の安定性を確保してきたのである。また、そのように機能性をもつと信じられてきたが故に、地域住民は津波災害経験者である故老の言表を尊重し、事あるごとに故老を招いては災害体験談を聞きそれに耳を傾けてきたのである。しかし、地域住民はチリ地震津波災害を機に故老の言表に対する信頼感を減少させていることも事実である。例えば、地域住民の一人は、それを『大自然の掟と世間の掟』の差としてとらえている。」

かつて今村明恒が危惧したのは狼少年的な無視に発展する反応であったが、チリ津波で表面化したのは、簡潔な標語では表わしきれない現象の存在である。

そのことによる変化を表わしている一例として、岩手県大槌町の場合を、そのチリ地震津波誌 [12] より、以下に引用する。

「チリ地震津波災害記念碑の教訓

1. 地震があったら津波の用心せよ。

昔から強い地震があると津波が来るとされている。

震央からの距離等又は諸環境による津波の大小は別として、地震があったならば津波に対する用心が第一としなければならない。

1. 地震がなくとも異常引き潮は津波と思え。

三陸沿岸民が常に津波におびえているその第一予感が地震である。昔から地震だ！津波が来ると直感しているのに地震がないと案外津波に無関心である。

しかし、南米チリの地震津波の余波で地震がなくとも津波が来ている。津波には必ず異常引潮が起るから常に引潮に注意が必要である。

1. 津波があったら高い所へ逃げよ。

津波警報があったならば最も近くで高い場所に逃げなければならぬから不断、津波だ！と言うときの逃避訓練が必要である。そのためには避難道路の施設も必要とする。

どうしても高台に逃避が困難の場所は庭に大木等を植える事も考えなければならぬであろう。」

これに代表されるようにチリ地震津波後の碑では、引潮に注意の一項が特に強調されることとなった。

宮古市金沢のチリ津波記念碑には「大地震の後には津浪が来る、外国地震でも津浪は来る、潮がめだつてひいたら高い所へ；宮古市被害状況、被害総額九億円余；突然の津浪襲来に常識が覆る」と端的に表現されている。

こうして、典型的な例では、宮古浄土が浜のように、「地震がなくとも潮汐が異常に退いたら津波が来るから早く高い所に避難せよ」と書かれたチリ津波記念碑が、「大地震の後に津浪が来る」との昭和8年津波記念碑と正に並んで立っている。

## 5. 伝承の難しさ

津波時の行動文化を伝承するためには、日頃から体に覚え込ませることが重要である。このためには、簡潔な標語を記した津波記念碑のもつ意義は大きい。

昭和8年三陸津波以降、三陸地方には多数の記念碑が、この標語を後世に伝えるために数多く建てられた。簡潔で覚え易く、地域住民の記憶に強く残ってきたことは事実である。しかし今、津波防災上のソフト対策としてこれを見ると、3つの問題があることに気づく。

第一は、簡潔であるが故の難しさである。これが表面化したのが昭和35年のチリ津波であった。「地震があれば津波」と思い込んできた三陸地方で、地震もないのに津波が来襲し被害を与えたからである。

そこで、「異常な引潮があれば津波の前兆」というのが付け加わった。だが、押しから始

まる津波もあり、これまた一律には行かない難しさを含んでいる。

今村明恒は、小さい地震でも注意せよとすれば、結局は本当に必要なときに無視されることへ繋がるのではないかと批判したが、三陸地方では小さい地震でも大きかった明治三陸大津波の実績もあり、一概には云えないという苦しさがある。

久慈市の防潮堤に書かれた警告は、「①強い地震のとき②弱くてもゆっくりと長い地震のとき③津波警報がでたとき」には、すぐ避難としている。この②が明治三陸大津波を想定しているが、現実の判断と行動につながるであろうか。

第二は、石碑の風化である。次第に文字の読み取りにくくなるものが増えつつある。さらに、特に津波標石のうちの幾つかは、道路拡張工事などの際に掘り取られ、行方の判らなくなったものもある。

第三は、使用する書の形式である。きちんとした楷書ならば誰でも読めるが、美的効果をも狙った草書になると、そうは行かない。今後の石碑建立の際には、特に心すべき事項であろう。

昔も判り易い文体にすることを推奨した例がある。「余熊野海辺の長嶋といふ所に遊びしに、仏光寺といふ禅宗の寺あり。其寺に石碑あり。碑面に津浪流死塔と題せり。裏に手跡も俗様にて、文も俗に聞えやすく、宝永四年丁亥十月四日未刻大地震して、津波よせきたり、長嶋の町家近在皆々潮溢れ、流死のものおびたし。以後大地震の時は、其心得して、山上へも逃登るべき様との文なり。いと実体にて、殊勝のものなり。誠に此碑のごときは、後世を救ふべき仁慈有益の碑といふべしとなり。漢文にては益少かりぬべし。諸国にて碑をも多くみつれども、長嶋の碑のごときはめづらしく、いと殊勝に覚えし。……」[13]

1946年南海地震津波の後では、次の通りであった。「今回の津波で死亡したものは田辺市文里と隣村新庄で、そこでも大地震や津波の来襲を知らなかった者の中、特に土着の人

より、他地方からの移住者に多い。これは、安政の地震や津浪の被害に付いて知識のない人々のやうである。

これから見て、今回、被害の大きかった地方では津浪の記念碑を立て、外来移住者であっても必ずわかる様にし、将来をいましめることが大切である。

そして、碑文は従来よくあるやうな漢文調の一般の人に読みにくく、親しみ難い、非実用的な文章ではなく、誰にもわかる仮名文で表し、・・・その土地の地形と實際を総合した説明を刻んで、なるべく多くの人に知らせ、非常の際は役に立つ知識をつくっておく必要がある。」 [14]

## 6. 終わりに

人間の記憶は長持ちしない。災害後15年もすると、災害への備えを忘れてしまう。3、40年後まで、常に備える気持ちを持ち続けることは、極めて難しい。津波避難訓練への参加者が年々減少しつつあることは、津波危険性のある沿岸自治体にとって頭痛の種である。津波発生時の知恵を後世へ伝承する手段として、初めて津波記念碑が意識的に採用されたのは昭和8年三陸津波の時であった。

その知恵は本当に役立つであろうか。最近では、津波ハザードマップなど、様々なソフトな防災対策が導入されつつある。こうした手法と旨く組み合わせて、避難行動の指針として定着し、実用に役立つものとする必要があろう。

## 謝 辞

本研究に対し、岩手県学術研究振興財団より助成金を受けた。又、膨大な資料の収集解析において、岩手県立大学総合政策学部学生熊谷誠君の助力を得た。以上、ここに記して謝意を表す。

## 参 考 文 献

- [1] 国土庁、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、気象庁、建設省、消防庁：地域防災計画における津波対策強化の手引き、全99頁、1997。
- [2] 羽鳥徳太郎：高知・徳島における慶長・宝永・安政・南海道津波の記念碑、地震研究所彙報、53巻、423-445、1978a。
- [3] 羽鳥徳太郎：三重県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査、地震研究所彙報、53巻、1191-1225、1978b。
- [4] 北原糸子：東北三県における津波碑、東北大学津波工学研究報告、第18号、2001。
- [5] 東京・大阪朝日新聞社：朝日新聞社寄託三陸震災義金報告、全89頁、昭和8年。
- [6] 今村明恒：地震漫談（其の一）、地震、第5巻、262-272、昭和8年。
- [7] 宮城県：宮城県昭和震嘯誌、第5編雑録、22-26、昭和10年。
- [8] 岩手県土木課：震浪災害土木誌、154頁、昭和11年。
- [9] 山田町教育委員会：津波浸水線石標建設、山田町津波誌、第4章昭和8年の津波、326-327頁、昭和57年。
- [10] 卯花政孝：三陸沿岸の津波石碑 - その2 -、津波工学研究報告、第18号、2001。
- [11] 五十嵐之雄：災害常襲地帯における災害文化の継承、科研費報告書「災害多発地帯の『災害文化』に関する研究」、143-163、平成5年。
- [12] 大槌町教育委員会：チリ地震津波誌、126-128、昭和36年5月。
- [13] 三重県：日本庶民生活史料集成 二十に収録の西遊記続編、新収日本地震史料第3巻別巻、302頁より引用。
- [14] 同胞援護会和歌山県支部、昭和紀伊洪浪の記、161-162頁、昭和23年。